

議案第 6 号

伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成20年条例第1号）
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年8月26日提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 亀井利克

理 由

名張市における資源ごみの分別方法の変更により、市民の負担が増大したことを踏まえ、その軽減を目的として、家庭廃棄物の搬出に係る手数料の額の引下げ等を行うため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成20年条例第1号）の
一部を次のように改正する。

「

指定ごみ袋	特小1袋につき	5円
指定ごみ袋	小1袋につき	10円
指定ごみ袋	中1袋につき	22円
指定ごみ袋	大1袋につき	36円
指定ごみ袋	特大1袋につき	54円

別表中 を

」

「

指定ごみ袋	小1袋につき	8円
指定ごみ袋	中1袋につき	18円
指定ごみ袋	大1袋につき	30円
指定ごみ袋	特大1袋につき	48円

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき手数料並びにその納付により交付する指定ごみ袋により排出される家庭廃棄物の収集、運搬及び処分について適用し、同日前に納付すべき手数料並びにその納付により交付する指定ごみ袋により排出される家庭廃棄物（同日以後に排出されるものを含む。）の収集、運搬及び処分については、なお従前の例による。